総務省

同一地域内複数TV局 兼営・支配を可能に

新たなマス排緩和実施へ

総務省は、同一地域内における複数テレビ局の兼営・支配を可能にする、マスメディア集中排除原則の緩和を実施する。

3月末にも公表される、「デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会」（放制検）の第4次取りまとめ案で、「同一地域内におけるテレビ局の複数支配・兼営を容認すべき」との提言が記される。

同一放送対象地域の複数局支配を容認する場合、基幹放送普及計画で、民放テレビが全国各地域で4系統の放送があまねく受信できるとしている点を修正することの必要性も明示する。

一方、経営体力のある関東・近畿・中京の広域圏は制度の対象外とすることも加える。

第4次取りまとめ案の意見募集で民放側は、同マス排緩和を容認する見通し。

その後、5月中旬にも「同一地域内における複数テレビ局の兼営・支配」を可能にするマス排・省令改正案を公表。意見募集を経て、9月にも改正省令を施行する方向だ。

BS民放5社

4K番組 WODで無料配信 BS4K放送年内終了で

BS民放5社は、WOWOWの配信サービスである「WOWOWオンデマンド」で、それぞれの4K番組を2026年秋から無料配信する予定と発表した。民放公式テレビ配信サービス「TVer」からの「WOWOWオンデマンド」への遷移・誘導にも取り組むという。

BS民放5社は、27年1月23日で免許が切れるBS4K放送の免許更新をしないことを決めており、民放BS5社のBS4K放送は年内にも終了する。

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の「衛星放送ワーキンググループ」の第2次取りまとめでは、民放BS5社のBS4K放送終了を見据え、4Kコンテンツを配信で生かす方向を奨励。

民放BS5社の4K番組などの配信は、TVerをはじめ、活用可能なリソースの最大限の活用と収益確保を前提に適切なプラットフォームを選択することなどが提言されていた。

ローカル局の経営維持に注力

1925年3月22日にラジオ放送が開始されてから、今年は101年目となる。先日発表された電通の「2025年日本の広告費」では、インターネット広告費が初めて総広告費の過半数を超えるなど、放送産業をリードしてきたテレビ放送は大転換期を迎えている。総務省の最近の取り組みを踏まえながら、放送の行方を考えてみる。

総務省　放送関連制度改正着々

総務省は、基幹的メディアで、公衆を包摂・形成する社会インフラと位置付ける地上波テレビ放送について、テレビ保有率の減少、ネット前提の視聴環境の増加、テレビ接触率の低下、民放の広告収入の低下――などが進んでいるとの現状認識のもと、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（放制検）を中心に、放送事業者のニーズを踏まえながら、必要な制度改正を着々と進めてきた。

近年では、中継局の共同利用、マスター設備のクラウド化を可能にする放送設備の外部利用、複数の放送対象地域における放送番組の同一化、NHKのインターネット活用業務の必須業務化、中継局のBB代替――などを可能とする制度改正を実現している。

一方で、力を注いできた放送のインターネット配信に関しては、既に放送法で「放送」と定義されているIPマルチキャストに対し、IPユニキャストはいまだ放送に該当しない「通信」の扱いで、これが放送のインターネット同時配信が普段使いされない要因になっている。

総務省は一策として、BB代替について、地域を放送対象地域内に限定した形であれば、放送波を受信し、配信用データを生成・再送信する形態は、「地域限定特定入力型自動公衆送信」に該当するとの解釈を導き出した。

その場合、実演およびレコードについて、著作権法に基づき、権利者の許諾なく、地域限定特定入力型自動公衆送信が実施できるというものだ。

この解釈が利便性の高いIPユニキャストによる放送の同時配信が前進する契機になるのか、今後の展開が待たれる。

一方で総務省が力を注ぐ課題がローカル局の経営維持に資するマスメディア集中排除原則（マス排）の緩和だ。

マス排の直近の改正では、民放テレビ局からの要望のもと、放送対象地域が隣接していなくても最大9局までの経営統合を可能にしている。

日本テレビ系列の札幌テレビ放送、読売テレビ放送、中京テレビ放送、福岡放送の4社が経営統合し、持株会社「読売中京FSホールディングス（FYCS）」の完全子会社となったが、それもこの「最大9局まで」の制度の基に実現したものだ。

そして総務省が新たなマス排緩和として制度改正を目指すのが同一放送対象地域における複数テレビ局の兼営・支配」である。

右記事に示したとおり、今月末にも公表される放制検の「第4次取りまとめ案」では、この同一地域テレビ局の複数支配・兼営を容認するべきとの提言が明記され、9月にもそのマス排改正省令が施行される見通しだ。

日本民間放送連盟が昨年半ばに実施した会員の地上放送全194社を対象にしたマス排に関するアンケート調査では、「同一放送対象地域における複数テレビ局の兼営」について、地上テレビ局（127局）は39局（31%）が「認めることが望ましい」と回答。「どちらともいえない」の58局（46%）を併せると97局（76%）となっている。

しかし実際に制度が使われるのかは見通せない。仮に4局地域が3局になった場合、それまでの4局分の広告費が3局分になってしまう懸念もある。エリアに落ちる広告費を自ら下げる結果となれば、経営効率化の意味が薄れてしまう。

そうした中で今後検討が必要と考えられるのが、県域免許制度の見直しだろう。もちろん容易な検討ではないが、放送圏と経済圏を同一にし、放送局が県を超えた地域メディアに進化できれば、新たな媒体価値を創出できる可能性が出てくる。

現在の地上波民放テレビ局127社の形、系列の形は変わるかもしれないが、テレビ放送そのものは活性化するだろう。

放送の同報性は、ネット配信にはない魅力。しかしその魅力を最大限に発揮できる大型スポーツコンテンツは配信サービスに移行している。

ユニバーサルサービスとして、国民の誰にでも価値あるコンテンツを供給するメディアであり続けるためにも、放送局には使える制度をフル活用して未来を切り開く義務がある。

総務省には、放送業界をより広く俯瞰した、トータルな制度設計が期待される。

県域免許の見直しも焦点に

放送101年特集

2026年3月22日　祝 放送101年

NICCABI Rack System
ニッキャビ株式会社
代表取締役 社長
寺林英明
〒211-0051
川崎市中原区宮内2-5-8
TEL(044)766-2111
FAX(044)777-9000

株式会社 松竹映像センター
SHOCHIKU MediaWorX Inc.
代表取締役社長
山下良則
技術担当 常務取締役
五十嵐真
営業担当 常務取締役
齊藤泰彦
〒135-0091
東京都港区台場2-3-5
台場ガーデンシティビル7F
TEL 03-6426-0500

Amber Sign
代表取締役 CEO 兼 CTO
半澤秋
aki.hanzawa@amber-sign.jp
株式会社アンバーサイン
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷2-19-15
宮益坂ビルディング609
https://www.amber-sign.jp/
https://x.com/ambersign_jp

株式会社 NHKテクノロジーズ
NHK Technologies
代表取締役社長
山口太一
〒150-0047
東京都渋谷区神山町四十四（第三共同ビル）
電話 〇三（三四八一）七八二〇
FAX 〇三（三四八一）七六二三

NHK ART
代表取締役社長
石原勉
株式会社 NHKアート
〒151-0063
東京都渋谷区富ヶ谷1-14-7 アートビル
TEL (03)3481-2881
FAX (03)3481-2905
www.nhk-art.co.jp